

卸会員申込書

FAX: **043-310-3491**

卸会員をご希望の方はお申込みが必要です。

◆下記の必要事項をご記載の上、FAXを送信してください。

◆会員登録をされた方は折り返し、会員登録情報と卸価格を記載した一覧をFAXで送信させていただきます。

ご不明な点・ご相談等はお気軽にご連絡くださいませ。

フリガナ 会社・団体名	
フリガナ お名前	
住所	〒 _____
電話番号	_____
FAX番号	_____
メールアドレス	_____@_____
備考欄	

※会員登録をお申込み頂いた時点で、別紙卸会員申込規約の全てにご了解頂いたものと致します。



ボンドズコネクト 卸売事業部

〒261-0003 千葉県千葉市美浜区高浜5-32-3
TEL : 043-310-3419 / FAX : 043-310-3491
E-mail : info@memorialpendant.info

卸会員申込規約

1. 定義

『名入れギフト、メモリアルペンダントの卸し、仕入れの【ボンズコネクトメモリアルギフト卸売事業部】』は、株式会社ボンズコネクト(以下当社と記す)が運営する会員制の卸売販売サービスとなります。当社の商品情報をご利用する場合、商品のご購入を行う場合には、会員登録が必要です。

2. 本規約の適用について

本規約は、会員登録を行い本サービスを利用する者(以下会員と記す)に適用するものとする。

3. 会員登録について

1. 会員登録をお申し込み頂き、弊社サービスの利用を適当と認めた場合に限り商品のご購入が可能になります。
2. 会員登録をお申し込み頂いた時点で、本規約の全てにご了解頂いたものと致します。
3. 会員登録のお申し込み内容に間違いや、虚偽の情報があった場合、会員の資格を停止し、本サービス全ての利用を禁止致します。
4. 会員登録の内容は、訂正が可能です。随時、適切な内容への更新をお願い致します。
5. 本サービスの利用を必要としなくなった場合は、会員登録の削除が可能です。
6. 会員登録の際ご指定頂くパスワードは各自の責任で管理、運用して下さい。
7. パスワードの漏洩、不正使用などから生じた損害については保証いたしません。
8. 会員登録の際は、ご連絡先のメールアドレスをご指定いただく必要がございます。

4. 販売目的

会員は当社が取扱う商品の販路拡大に努めるものとする。

5. 販売価格

会員は本サービス該当の商品を、当社の指示する販売価格を尊重し適正価格にて販売するものとする。

6. 売買価格

本件商品の会員に対する売買価格は、別紙に提示します卸売表示価格とする。

7. 商品代金

会員が当社より仕入れた商品に対する代金は、商品と引換えに商品代金を支払うか、銀行振込・郵便振替によって入金確認後の発送とする。

8. 商品の返品

当社が会員に売り渡した商品については、それが製造上の不良品である場合、輸送中破損した場合及び注文内容と異なった商品が誤送された場合を除き、返品できないものとする。初期不良の返品、交換は原則お受けしております。その場合は返品前に必ず、お電話又はメールにて商品到着後1週間以内のご連絡をお願い致します。

9. 販売終了

会員が販売する商品に関して当社は必要に応じて予告なく販売を終了できるものとする。その場合、当社は販売終了をすみやかに告知するものとする。

10. 商品の在庫確認

当社は商品を多くの販売網にて販売を致しております。在庫管理には細心の注意を払いますが、売り違いが生じ在庫が不足する場合もございます。誠に申し訳ございませんがご了承ください。その際は当社は速やかに会員に連絡するものとする。

11. 配送方法

- (1) 会員は配送方法については当社指定の配送業者にて発送することに了承するものとする。
- (2) お届けの日時指定については可能な限り対応いたしますが、商品の到着希望通りに商品が到着しない場合においても起因した損害については保証いたしません。
- (3) 本サイトでご案内差し上げる商品は、日本国内への配送を行います。国外への配送は、対応いたしません。
- (4) 日本国内であっても弊社指定の配送便の対応していない地域への配送は、お受けできない場合がございます。予めご了解いただけますようお願いいたします。
- (5) 弊社指定の配送便にて代金引換便が対応していない地域の場合、代金引換以外の決済をお願いいたします。

12. 禁止事項

- (1) コピー商品の取り扱い
 - (2) 販売指示価格を下回る価格設定
- 上記のことが発覚した場合、ただちに本契約を解除し、その利益は全て当社のものとする。

13. 契約解除

次の項目の1つでも該当する事由が会員に生じたときは、当社は会員に対して予告なく直ちに本契約を解除することができるものとする。

- (1) 本契約または個別契約の条項に違反し、相当の期間を定めた是正の催告を受けたにもかかわらず、当該期間内に是正がなされないとき
- (2) 差押、仮差押、仮処分等の強制執行を受けたとき
- (3) 破産、民事再生または会社更生の申立て、または第三者からこれらの申立てがなされたとき
- (4) 監督庁から営業取消し、営業停止等の処分を受けたとき
- (5) その他本契約に違反したとき

14. 協議事項

本契約に定めのない事項および解釈に疑義のある事項については、当社・会員協議の上誠意をもって解決するものとする。

15. 合意管轄

本契約から発生する紛争については、当社の本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。